

告 示 第 21 号

平成31年4月10日

鹿児島市交通事業管理者

交通局長 鞍掛 貞之

鹿児島市交通局広告物等取替及び維持管理業務委託契約に係る制限付き一般競争入札について（公告）

鹿児島市交通局広告物等取替及び維持管理業務委託契約に係る制限付き一般競争入札を下記のとおり行うについて、本入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の6第1項並びに鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第3条の規定により公告します。

記

1 入札に付する業務名等

- (1) 業 務 名 鹿児島市交通局広告物等取替及び維持管理業務
- (2) 業務場所 鹿児島市交通局指定場所
- (3) 履行期間 平成31年5月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 業務概要

ア 電車及びバスの広告物等の取替業務

イ 電車及びバスの広告物等の維持管理業務

ウ 業務場所

① 本局（上荒田町）

② 新栄営業所

③ 浜町営業所

④ 北営業所

エ 業務時間等

① 午前9時から午後3時まで及び午後4時から午前0時まで

② 無休（1月1日から1月3日までを除く。）

オ 1日あたりの最大業務対象車両数

① 本局（上荒田町）の電車	50両
② 新栄営業所のバス	54台
③ 浜町営業所のバス	58台
④ 北営業所のバス	75台

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島市に主たる事務所、営業所等を設置していること。
- (3) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (4) 本公告の日の属する月の前月の初日から入札日までの間において、鹿児島市交通局業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成18年3月31日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 鹿児島市交通局が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年4月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 鹿児島市税を滞納していないこと。

3 入札参加希望の申請方法等

- (1) 本業務委託の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を所定の期日までに持参のうえ交通事業管理者に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、所定の期日までに申請書等を提出した者で入札参加資格があると認められた者でなければ、本入札に参加することはできない。
 - ア 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書
 - イ 法人にあっては商業登記簿謄本、個人にあっては身分証明書（発行日から3月以内のもの。）
 - ウ 印鑑証明書（原本に限る。）
 - エ 市税の滞納がないことの証明書（発行日から3月以内のもの。）
 - オ 決算書（法人にあっては財務諸表〔貸借対照表・損益計算書及び株主資本等変動計算書〕、個人にあっては青色申告決算書等）直前1期分
 - カ 上記提出書類のうち平成31・32・33年度鹿児島市業務委託等入札参加資格審査申請の際、鹿児島市に提出しているものについては、省略することができる。
- (2) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (3) 提出された申請書等は、返却しない。

4 申請書等の交付及び受付期間等

- (1) 申請書等の交付及び受付期間

本公告の日から平成31年4月17日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

- (2) 申請書等の交付及び受付時間

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

- (3) 申請書等の交付場所及び受付場所

鹿児島市上荒田町37番20号

鹿児島市交通局経理課契約係

- (4) 提出部数 各1部

- (5) その他

申請書及び申請関係書類の様式は、鹿児島市交通局ホームページ（<http://www.kotsu-city-kagoshima.jp/>）において入手することができる。

5 入札参加資格の審査及び通知等

- (1) 入札参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は平成31年4月19日（金）までに通知する。

- (2) 入札参加資格がないと認められた者は、その旨の通知を受けた日の翌日から起算して2日（土曜日、日曜日を除く。）以内に交通事業管理者に対して、当該理由について説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、4の受付時間内に受付場所に書面を持参して行わなければならない。

- (3) (2) の説明を求められたときは、平成31年4月22日（月）までに書面により回答する。

6 仕様書の交付

申請書等の交付時に併せて交付する。

7 入札説明会

実施しない。

8 入札の日時及び場所等

- (1) 日時 平成31年4月23日（火） 10時30分から

- (2) 場所 鹿児島市交通局3階 第3会議室

- (3) 入札参加者は、入札執行の際、事前に入札参加資格を有することの確認通知書の写しを

契約担当職員に提示しなければならない。

9 入札方法

- (1) 電報、郵送及びファクシミリによる入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、3回とする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 見積もる入札金額の100分の5以上の額を現金により納付すること。ただし、鹿児島市契約規則第5条各号のいずれかに該当する場合は免除とする。

イ 入札終了後、即日還付する。ただし、落札者は契約書締結後、還付する。

(2) 契約保証金

鹿児島市契約規則第26条第9号の規定により免除とする。

11 最低制限価格

設定する。

12 開札の日時及び場所等

開札は、8に掲げる日時及び場所において行う。

13 入札の中止、延期

入札までにやむを得ない事由のため、当該業務の入札を延期又は中止することがある。

14 入札の無効等

- (1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

エ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札

オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

カ 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札

キ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) くじによる落札決定において同価入札をした者は、くじを辞退することはできない。

(4) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

1 5 再度入札の参加制限等

初度又は再度の入札に参加しなかった者、無効事項に該当する入札をした者及び失格者は、当該契約に係るその後の再度の入札に参加することができない。

1 6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出したもので、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は失格とする。

1 7 その他

平成31年10月1日以降、新消費税率10%の適用により課されることとなる消費税額分については、差額分を含む支払額を支払うものとする。

1 8 問い合わせ先

〒890-0055 鹿児島市上荒田町37番20号

鹿児島市交通局経理課契約係

電 話 099-257-2111（内線）247、248

FAX 099-258-6741